
今月のテーマ 消費税の原則課税と簡易課税について

2年前の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の要件に該当すると消費税の納税義務者となります。この場合に納める消費税額を計算する方法には原則課税と簡易課税の2つがあります。この2つの計算方法には大きな違いがあり、どちらかを選択するかによって納税額に有利不利が生じますので、それを理解しておくことは経営判断のうえでも重要と考えます。今回は消費税額の原則課税と簡易課税についてご紹介します。

1. 消費税額計算の基本

納める消費税額の計算は、原則として預かった消費税額から支払った消費税額をマイナスします。預かった消費税とは売上や収入金額に乘せて販売先から受け取った消費税額を指し、支払った消費税とは仕入や諸経費に乘せられて購入先へ支払った消費税額を指します。この支払った消費税額(以下、仕入税額控除額といいます)を計算する方法について原則課税と簡易課税の2つがあります。

なお、諸経費のうち、給与、賞与、土地地代、住宅家賃、保険料、税金などについては消費税が課税されませんので、これらの経費には支払った消費税は含まれていません。

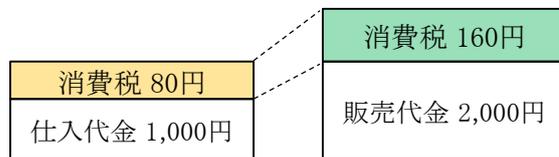
2. 原則課税

(1) 計算方法

その事業年度において生じた預かった消費税額から支払った消費税額をマイナスして納めるべき消費税額を計算します(課税売上割合95%以上の場合に限り)。なお支払った消費税は一取引ごとの一つ一つ集計します。

(2) 具体例

【税抜1,000円の商品を仕入れて、税抜2,000円で販売した。】



<納付税額の計算>

仕入税額控除額は当社が支払った80円となり、納める消費税額は売上に係る消費税160円から80円をマイナスした80円となります。

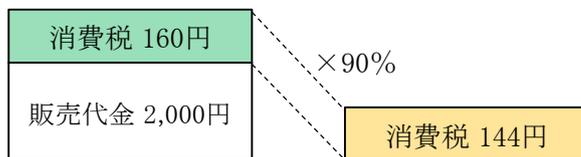
3. 簡易課税

(1) 計算方法

その事業年度において発生した預かった消費税額(A)から、業種ごとに定められたみなし仕入率(※詳細は左記の国税庁HPを参照してください。)をAに乘じて算出した仕入税額控除額を控除して納める消費税額を計算します。

(2) 具体例

【税抜1,000円の商品を仕入れて、税抜2,000円で販売した。】



<納付税額の計算>

仕入税額控除額は当社が預かった160円に、みなし仕入率(今回は90%)を乘じて算出した144円をマイナスした16円となります。

4. 原則課税と簡易課税のそれぞれの特徴

	原則課税	簡易課税
計算	支払った消費税の集計作業を一つ一つ行うため 計算が煩雑な場合がある	預かった消費税から計算して 納付金額を算出するので、簡便的に計算できる
有利な業種	一般的に、卸売業、小売業等において有利	一般的にサービス業、不動産業等において有利
還付	設備投資など支払った消費税が多い場合には、 預かった消費税の一部が還付される場合もある	算式が決まっているので、還付される場合はない
適用	適用するために届出は不要	適用する前にあらかじめ届出が必要 2年以上適用しないといけない、2年縛りがある 2年前の課税売上高が5,000万円超の場合は適用不可